

■ 農地所有適格法人の提出書類

「農地法」の改正(R7年4月1日)に伴い、
様式が変更されました。
最新の様式でご提出ください。

1. 農地所有適格法人報告書【様式第3-1号】
2. 組合員名簿又は株主名簿（全員）・・・毎事業年度の最終日における情報
（氏名、住所、提供面積、議決権の数、従事日数等を記入）
3. 定款の写し
4. [登記簿]履歴事項全部証明書・・・変更がある場合
※ 法人住所の変更、役員改選後は、必ず提出してください。
5. その他参考となるべき書類・・・売上高が確認できる書類（損益計算書の写し）等

※次に該当する場合は、かかる書類を併せて提出してください。

- ・農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合
構成員が承認会社であることを証する書面
構成員の株主名簿の写し
- ・物資の供給、役務の提供を受ける事業の円滑化に寄与するものが構成員である場合
（例）食品加工業・スーパー等
農地所有適格法人との契約書の写し
構成員が上記事業者であることを証する書面

■ 農地所有適格法人の要件

法人が農地を所有または借用するためには、その法人が「農地所有適格法人」としての要件を全て満たしている必要があります。

農地所有適格法人としての要件については、以下の4点です。

1. 法人形態【農地法第2条第3項】

農事組合法人、株式会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社でないものに限る）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）のいずれかであること。

※「有限会社」は会社法の施行の伴い廃止され、既存の有限会社については特例により、「株式会社」に含まれる。

2. 事業要件

主たる事業が農業であること

・売上高の過半が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること。

3. 構成員・議決権要件

農事組合法人…「農業協同組合法」に規定する組合員の資格要件を満たしていること

株式会社…「農業関係者」の議決権の合計が、株主総会における総株主の議決権の過半を占めていること

持分会社…「農業関係者」に該当する社員の数が、社員の総数の過半を占めていること

「農業関係者」とは

①権利提供者

（中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人を含む）

②常時従事者（原則、年間150日以上従事）

③基幹的な農作業を委託した個人 等

4. 役員要件

①役員（※1）の過半の者が、農業（関連事業を含む）に常時従事（原則、年間150日以上）する構成員（※2）であること

「農事組合法人」…	（※1）	理事	（※2）	組合員
「株式会社」…	〃	取締役	〃	株主
「持分会社」…	〃	業務を執行する社員	〃	社員

②役員又は重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事（原則、年間60日以上）すること

「農地所有適格法人」になるための農地法上の許認可・登録等の手続はなく、農地法上の要件を備えた時点で農地所有適格法人となる。